



発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内)
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664

編集・発行人 大場 真 弥
印刷所 株式会社 白橋印刷所

会員(定価1部100円) その他一般(定価1部150円)
毎月1回15日発行

緊急アピールを関係方面に要請



浅水川放水路 (東北地方整備局提供)

目 次

緊急アピールを関係方面に要請	2
河川にかかる洪水時の対応演習の実施	国土交通省河川局治水課 3
特定都市河川浸水被害対策法の施行について	国土交通省河川局河川環境課 5
地方からの声	全国治水期成同盟会連合会副会長 静岡市長 小嶋 善吉 7
全水連だより	10

緊急アピールを関係方面に要請

— 補助金削減に関連して理事会で決議 —

平成16年4月22日に開催された春季理事会の議案審議の終了後、恒例によりまして、国土交通省河川局幹部との意見交換がなされました。

平成17年度予算編成につきましては、その柱となる「基本方針2004」が経済財政諮問会議において6月初旬の決定に向けて、すでに議論がたたかわされており、大変厳しい局面を迎えております。

特に、補助金削減につきましては、平成16年度予算は「三位一体改革」の初年度として大幅に縮減される一方、平成17年度予算もより縮減される見通しであり、治水事業の機動的な対応が出来ない状況になっております。

つきましては、6月3日の全国治水大会の決議では時機を失することとなりますので、その前に緊急にアピールを行うことにはどうかという議論になり、理事会の決議を持って緊急に要請活動を実施することとなりました。

早速陣内会長事務所等其他のご協力を得まして、5月10日及び17日の週に関係方面に対して要請いたしました。

決議の内容等は、次のとおりであります。

1. 緊急アピール

「基本方針2004」に向けての緊急アピール

我が国は、そのおかれた気象条件、地形条件の厳しさから、治水事業の推進は国家の最重要課題であり続けてきた。これまでの努力の積み重ねにより、我が国の治水安全度は向上してきたとはいうものの、21世紀の今日において決して満足すべき状況にないことは、毎年、全国各地において水害が発生し、幾多の生命と貴重な財産が失われているという事実が物語っている。

それにもかかわらず、この数年の間、財政状況の厳しさによるものとしても、国民の生命・財産を守るうえで必要不可欠な治水関係事業費が、大きく縮減されていることは、全く憂慮に堪えない。

特に、平成16年度予算は「三位一体改革」の

初年度として、治水事業に関わる補助金が大幅に縮減された一方で、公共事業関係費の財源の多くを建設国債に依存していることから、これに直接連動して税源委譲がなされるものではなく、全国で治水事業が停滞することとなった。

係る事態は、治水事業の推進に地域の将来を委ねている我々にとって容認できるものではなく、本年6月に予定されている「基本方針2004」の決定に先立ち、次の点を、国会ならびに政府に対し強く要望する。

記

- 一、治水関係事業費は、既に景気対策を行った以前の水準を割り込んでおり、各地で治水事業の停滞による弊害が生じていることに鑑み、平成17年度治水関係事業費について、その必要額の確保を図ること。
- 一、治水事業は災害の発生等により、必要となる都道府県単位の年度事業費が大きく変動することがさけられない。このため、国が必要な事業費の保証、調整機能を確保し、国庫補助負担金を機動的かつ重点的に措置することが不可欠である。従って、その削減により安全・安心な地域社会の構築に支障を及ぼし、地域間不均衡を生じることのないよう、最大限配慮すること。
- 一、その上で、国庫補助負担金について地方の自主性・裁量性を高めるための改革をさらに進めること。

平成16年5月10日

全国治水期成同盟会連合会

2. 緊急アピールの要請先

自民党三役、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、竹中経済財政政策担当大臣、内閣官房長官、その他関係府省

平成16年度河川に係る洪水時の対応演習の実施

河川局治水課

1. 目 的

本洪水対応演習は、出水時における水防関係機関等への洪水予測・水防警報・洪水予報等の情報伝達、樋門・樋管等の操作状況確認の情報伝達、河川工事の現場関係者への情報伝達及び、被害の軽減を図る措置としての対策工法の検討等、実践的な演習を行う事により、防災体制に万全を期することを目的とする。

2. 対象機関

国土交通省、都道府県、その他関係機関

3. 実施期日

平成16年5月12日(水)及び13日(木)

4. 演習対象河川

全国一級水系河川の直轄管理区間及び都道府県管理の主要河川とする。

そのうち、本省への伝達は下表のとおり、各地方整備局及び北海道開発局はそれぞれ直轄管理1河川(内閣緊急参集チーム会議の開催基準となる特定の区間が指定されている河川)、都道府県管理1河川、沖縄総合事務局は県管理1河川とする。

5. 実施項目

1) 水防業務の確認及び情報伝達の演習

- ① 関係機関への洪水予測、洪水予報、水防警報等の情報伝達の演習
- ② 内閣緊急参集チーム会議が開催されるまでの情報伝達の演習
- ③ 樋門・樋管等の操作状況確認の情報伝達の演習
- ④ 河川工事の現場関係者との情報伝達の演習

2) 洪水予測の演習

あらかじめ定めた手法における洪水予測(水位予測)の演習。ただし、都道府県においては水位予測体制が整備されている場合のみ実施する。

3) 机上洪水対策演習

洪水被害を最小限に食い止めるため、洪水対応(被害想定・復旧計画、緊急災起案及び報告、関係機関との調整)の演習。

6. 情報伝達の演習

1) 各整備局の防災体制

出水状況等に応じた、注意・警戒等の体制の移行についての情報伝達を行う。

2) 洪水予報、水防警報について

演習の水位、予測水位等により作成された洪水予

〈本省報告対象河川〉

直 轄 河 川				都 道 府 県		
整備局	水 系	河 川	事 務 所	都道府県	水 系	河 川
北海道	十勝川	十勝川	帯広開発建設部 帯広河川事務所	北海道	新川	中の川
東 北	阿武隈川	阿武隈川	仙台河川国道事務所	宮城県	七北田川	七北田川
関 東	利根川	利根川	利根川上流河川事務所	埼玉県	荒川	新河岸川
北 陸	関川	関川	高田河川国道事務所	新潟県	信濃川	中ノ口川
中 部	大井川	大井川	静岡河川事務所	静岡県	太田川	太田川
近 畿	九頭竜川	九頭竜川	福井河川国道事務所	福井県	九頭竜川	九頭竜川
中 国	太田川	太田川	太田川河川事務所	山口県	樫野川	樫野川
四 国	重信川	重信川	松山河川国道事務所	愛媛県	蒼社川	蒼社川
九 州	五ヶ瀬川	大瀬川	延岡河川国道事務所	大分県	駅館川	駅館川
沖 縄	—	—	—	沖縄県	安里川	安里川

報、水防警報文を伝達する。

4) 洪水予測情報について

洪水予測の演習で予測した水位情報の内、原則として、警戒水位を超えた時点より毎正時毎3時間後の予測を実施し報告する。ただし、本省への報告は特定の区間に係る代表観測所のみとする。

5) 樋門・樋管等の操作状況確認について

樋門等の操作員に対して、操作状況の確認を行う。

6) 河川工事の現場関係者への情報伝達

河川工事の現場関係者に対して、水位予測等の情報伝達を実施するとともに、現場災害防止に努めるよう啓発を行う。

7) 被害情報及び想定被害情報について

被害情報、想定被害情報及び緊急復旧情報の伝達にあたっては、必要に応じ図面及び写真等添付し伝達する。

8) 内閣緊急参集チーム開催に係る情報伝達

直轄河川においては、特定の区間において警戒水位を超え、危険水位に達することが明らか、又は破堤に至る恐れのある場合において、内閣緊急参集チームの召集時に必要となる情報の伝達を行う。

7. 洪水対応の演習

1) 内閣緊急参集チームの開催までの対応

直轄河川の特定の区間が定められている区間において、危険水位を超え破堤の恐れが極めて高いか又は破堤等大規模な被害の発生がほぼ確実な場合、内

閣の初動体制をより迅速に行う事を目的として情報の収集を行うものであるが、現状の報告と今後の予測及び破堤等が発生した場合における被害想定など、内閣緊急参集チームの開催に必要な資料の収集を行う。

2) 被害想定について

各河川において、破堤・越水・内水等などによる被害想定に基づき、その対応演習を行うものとする。直轄管理区間での被害想定は特定区間に設定するものとし、河川における一般被害の他、交通機関への影響や、人的被害、浸水面積などより現実に即した被害想定を行うものとする。なお、被害状況についてはCCTV及びヘリコプター現地映像の送信なども検討すること。

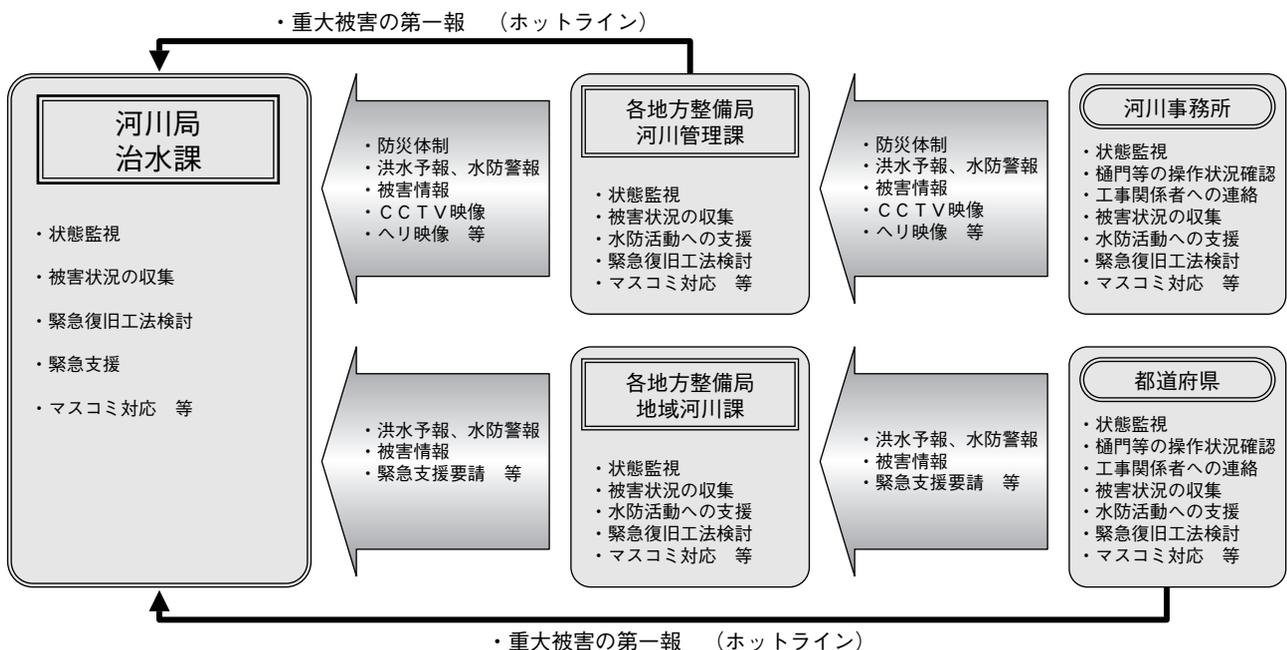
3) 被害軽減対策

演習に際し想定した被災状況に対して、河川の状況を勘案のうえ、その後の想定被害についても適宜予測するものとする。また、予想浸水区域の状況により、被害を最小限に食い止める為の対応として、記者発表、水防活動、地元自治体との連携による住民の避難対応なども想定するものとする。

4) ホットラインの開設(直轄・補助)

直轄及び補助河川における緊急時の被害情報連絡として、重大災害箇所における各地方整備局及び都道府県から本省への被害情報連絡については、ホットラインの開設による情報伝達とする。

〈情報伝達系統図〉



5) 緊急復旧

本省報告河川の特定区間内で重大な被災が発生した想定とし、机上による緊急復旧計画の検討を行う

ものとともに、緊急災の申請手続きまで訓練するものとする。

特定都市河川浸水被害対策法の施行について

河川局河川環境課

1. はじめに

「特定都市河川浸水被害対策法」は頻発する都市水害に対応するため、平成16年5月15日に施行された法律です。今回はこの法律の背景、及び法律・施行令の概要についてご説明します。

2. 法律の背景

近年、都市部の河川で浸水被害が頻発しています。この原因として、都市部では市街化が進展することにより、森林や農地がなくなることで保水機能や遊水機能が低下し、一度に大量の水が下水道、河川に集中するようになったこと、また浸水のおそれが高い低地に人口、資産の集積が進んでいるため、いったん浸水すると被害額が増大するとともに、地下鉄や通信機器が浸水することで都市機能を麻痺させるなど重大な被害が生じること、加えて、最近は時間雨量が100ミリを超えるような豪雨が頻発していることもあり、平成12年の東海豪雨をはじめ、都市の水害が多発するようになってきていると考えられます。

また、これまでも都市部の浸水被害を防止するため、河川改修だけでなく下水道管理者、地方公共団体と共同して総合的な治水対策を実施してきており、一定の効果が上がってきているところですが、都市部の特定の河川にあっては市街化の進展により現行法に基づく従来型の河川改修、下水道整備による浸水被害の防止が困難となっていること、流域における開発行為に伴う宅地開発等指導要綱に基づく防災調整池の設置は、法的拘束力がなく、設置後埋め立てられる事例も出てきていることなどから、これまでの施策による浸水被害防止の効果は限界に達してきていると考えられます。

このような状況に対応するため、従来の制度では十分に対処できなかった新たな施策を講ずるため、

新法を制定することとしたものです。

3. 法律・施行令の概要

①国土交通大臣または都道府県知事は、都市部を流れる河川で、著しい浸水被害が発生し、市街化の進展により通常の河川改修による河川整備が困難な河川について、特定都市河川及び特定都市河川流域を指定すること。〈法第3条〉

②浸水被害対策を合理的、効果的に行っていくために、河川管理者、下水道管理者、地方公共団体が共同で「流域水害対策計画」を策定し、連携して必要な措置を講じること。〈法第4条、法第5条〉

③河川管理者は、「流域水害対策計画」に基づき、流域における河川区域外の土地においても河川管理者が雨水貯留浸透施設を設置、管理できること。〈法第6条、令第2～3条〉

④下水道管理者は、「流域水害対策計画」に基づき、条例により、排水設備に雨水貯留浸透機能を付加させる基準を定めることができること。〈法第8条、令第4条〉

⑤民間事業者についても一定の責任を明確化する観点から、1,000㎡以上（条例により引き下げ可）の宅地開発等の雨水浸透阻害行為を都道府県知事等の許可にかからしめることとし、10年に1度（条例により強化可）の確率の降雨に対し、その行為による流出増分に対応する雨水貯留浸透施設の設置の義務づけを行うこと。また、設置された雨水貯留浸透施設を適切に管理させること。〈法第9～18条、令第5～12条〉

⑥特定都市河川流域内に居住または事業を営む者は、雨水の貯留または浸透について自ら努める必要があること。〈法第5条〉

⑦都道府県知事は、既存の防災調整池のうち100㎡

特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)の概要

ハートド対策

ソフト対策

河川法

(洪水等の事前予防対策)

- 河道・ダム等の洪水対策
- 流域での雨水貯留浸透施設整備【第6条】(河川管理者)
 - ・流域水害対策計画に基づき特定都市河川流域に雨水貯留浸透施設を整備
 - ・当該施設は河川法等において河川管理施設とみなす
- 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定【第3条】(大臣・都道府県知事)
 - 【特定都市河川の指定要件】
 - ・都市部を流れる河川であること
 - ・著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあること
 - ・河道又は洪水調節ダム等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なこと

水防法

(洪水等の発生時対策)

- 浸水想定区域の指定(洪水予報指定河川における外水のみを対象)

- 都市洪水想定区域・都市浸水想定区域の指定【第32条・第33条】(外水及び内水を対象)
 - ・河川の氾濫及び内水による溢水等が想定される区域を指定・公表
 - ・市町村防災会議は地下街への情報伝達方法を市町村防災計画に定め、住民に周知
 - ・地下街管理者による浸水時の避難等に関する計画作成・公表の努力義務

- 雨水浸透阻害行為に対する貯留浸透施設設置の義務付け【第9条～第22条】(都道府県知事の許可)
 - ・宅地等以外の土地で行う一定規模(1,000㎡を想定)以上の雨水浸透阻害行為(著しい流出増をもたらす行為)は雨水貯留浸透機能の設置が必要

新法

流域水害対策のための「流域水害対策計画」の策定【第4条】(河川管理者・下水道管理者・都道府県知事・市町村長)

- 【計画事項】
 - ・浸水被害対策の基本方針
 - ・都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
 - ・特定都市河川、特定都市下水道の整備に関する事項
 - ・特定都市下水道の排水ポンプの運転調整に関する事項等

- 既存調整池の埋立行為の届出義務・必要な措置の勧告【第23条～第26条】
 - ・一定規模以上の防災調整池を都道府県知事が保全調整池として指定し、その機能を阻害するおそれのある行為(埋立て等)は届出を義務付け
 - ・都道府県知事は必要な措置を助言・勧告
- 地方公共団体による管理協定の締結【第27条～第31条】
 - ・地方公共団体は、保全調整池の所有者と協定を締結し保全調整池を管理することができる
 - ・管理協定は保全調整池の譲受人等に対しても効力を有する(承継効)

外水対策

内水対策

- 排水設備の貯留浸透機能の義務付け【第8条】(条例)
 - ・条例により各戸の排水設備に、貯留浸透機能を付加させることができる
- 他の公共団体による費用負担【第7条】
- 下水の排除、処理

- 開発許可

都市計画法

以上(条例により引き下げ可)で浸水被害の防止を図るために有用なものについて、保全調整池として指定することができること。また指定された保全調整池において、雨水貯留機能を阻害する可能性のある行為を行うことについて、都道府県知事が行う行為について助言、勧告を行えることとしたこと。〈法第23～25条、令13～15条〉

⑧国土交通大臣または都道府県知事は、現況の施設整備を前提として、流域水害対策計画において目標とする降雨時に発生する外水被害、内水被害を明らかにし、円滑な避難を可能とするため都市洪水想定区域、都市浸水想定区域等を指定すること。〈法第32条〉

⑨市町村防災会議または市町村長は、上記区域の指定があったときは、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項について定め、住民に周知さ

せるよう努めること。

⑩上記区域内に地下街等がある場合には、地下街の施設所有者または管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置に関する計画を作成し、公表に努めること。

などの対策を講じることが可能となります。

4. 最後 に

本法の施行により、効率的、効果的な浸水被害軽減のための対策の実施が期待されます。

本法律が適用される都市河川は、現在、関係機関と協議会等を設置して総合治水対策を実施している17河川を含め、概ね全国で30～40河川と想定しています。

法律、政省令の内容については、国土交通省河川局のホームページ等をご参照下さい。

地方からの声

安倍川と人々の暮らし

～美しい自然と豊かな歴史に包まれた静岡市～



全国治水期成同盟会連合会副会長
静岡市長 小嶋善吉

静岡市は、平成15年4月1日に旧静岡市と清水市とが合併し、新たな静岡市として誕生いたしました。人口は約71万人、面積は約1,374km²と日本一の市域面積を有し、平成17年度からの政令指定都市移行の実現に向け努力しております。

静岡市の市街地は、古代からくり返された安倍川の氾濫によって形成された静岡平野に展開しており、登呂遺跡で知られる弥生時代から政治、経済、文化の要所として発展してきました。左岸には駿河

の府中＝駿府が、右岸には南北朝時代の戦場として知られる手越原や、とろろ汁の丸子宿が興りました。兩岸に宿場があることから、当時、安倍川が容易に渡れなかったと窺い知ることができます。

江戸時代初頭、徳川家康の駿府への隠居に伴い、様々な職人が駿河に集まりました。中でも、山間地で切り出した木材を筏にして安倍川を利用して運ぶという地理的条件に恵まれたためでしょうか、木工業が発達し、現在も市内には家具工場を始めとする

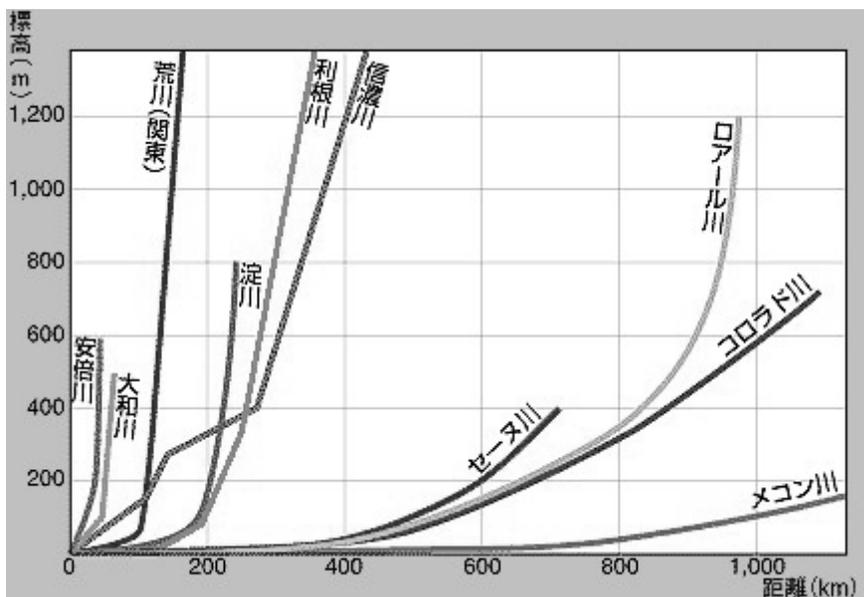
木材関係の工場が数多くあります。この流れが今日のプラモデル王国静岡へと連綿と繋がっておりますことは、模型ファンなら皆さんご存知のところでは、模型メーカーの多くは木製模型メーカーから生まれています。

さて、一級河川安倍川は、静岡県と山梨県との県境にある大谷嶺（1999.7m）に源を発し、南北方向に流路延長53.3kmで直線的に一気に駿河湾へと下る、わが国屈指の滝のような急流河川です。

その速さを生む河床勾配は、他の急流河川と比してもとりわけ急で、上流部では、左岸側の日本列島を横断する「糸魚川・静岡構造線」や「フォッサマグナ」の大きな地層のズレに起因する脆い地質と相まって、いたるところで土砂崩壊を起こし、特に源流部の「大谷崩」は、富山県立山の「鳶山崩」、長野県北安曇の「稗田山崩」と並び“日本三大崩れ”に数えられています。そもそも、静岡という名が生まれる前の「駿河」という国名は、山を擦る（スル）



安倍川の全景



河川の勾配

河(ガ)、すなわち土石流の激しい河の国の意から付けられたといわれております。明治の文豪、幸田露伴の次女で名随筆家として名高い幸田文は、72歳(昭和51年)の春に、静岡県と山梨県の境にある安倍峠の楓を見に行く途中、この大谷崩れと出会ったことがきっかけで、全国の大崩壊地を訪ね、「流れる」を著しました。その中で、「崩壊は憚ることなく、その陽その風のもとともに、皮のむけ崩れた肌をさらして凝然とこちら向きに静まっていた。無惨であり、近づきたい畏怖があり、しかもいうにいわれぬ悲愁感が沈殿していた」と記しているとおおり、大谷崩は厳しい自然の表情をもって訪れるものを迎えます。

また、安倍川は、伏流水という自然のろ過作用で、上質な水道水を静岡市民に供給する母なる恵みの川ですが、一たび洪水となると、崩れの土砂を含んだ濁流が怒涛となって流下する竜のごとき川に変身します。

したがいまして、治水の歴史も古く、数々の堤防が築かれ、流域各所に霞堤の遺構が〇〇新田という地名とともに古の面影を残しています。

安倍川治水は、今も昔も崩れから流下してくる土砂をどう処理するかが重要な課題となっていますが、反面、河口から駿河湾を東方、清水へと移動する土砂で形成された、羽衣伝説で名高い日本三大松原「三保の松原」の砂嘴は、現在、安倍川からの流出による供給が少なくなったため侵食が進み、深刻な問題になっています。限りある貴重な国土を保全するため、国土交通省では土砂管理を従来の土砂をとめるという考え方から、河川の源流部から海岸の漂砂域までを含み、移動する「流砂系」という概念を導入し、一貫した総合的な土砂管理をすべきとの姿勢を打ち出しておられます。静岡の安倍川治水・砂防と海岸侵食との相関関係は、正にこの流砂系の観点で捉える必要があると思います。次の世代に白

砂青松の美しい国土を残し伝えていくためには、砂防と海岸への土砂供給という、この両立の難しい二律背反ともいえる課題に取り組んでいかねばなりません。

また、治水事業の促進とともに、「地域と連携した川づくり」への取り組みもしていかなければなりません。

静岡市では、昨年度、地域と連携した川づくり関連事業「水辺の楽校プロジェクト」で安倍川が指定を受けました。水辺の市民活動をさらに発展させるとともに、今後、流域の都市山村交流センターと一体的に活用できる水辺空間の創出を目的として河川整備を行っていきます。

さらに、平成11年度に静岡市森林環境基金を創設し、町内会・部農会が実施する河川清掃活動を助成するなど、市民が一緒になって自然環境の整備・保全を推進するための事業を展開していきます。

安倍川と人々とのかかわりは、先史から連続と続く長い歴史の中で、たくさんの文化を生み、現在に引き継がれ、未来へと続いていきます。幸い、近年、安倍川に関しては大きな出水はなく、洪水の恐ろしさを身近に感じられなくなっています。しかし、天災は忘れた頃にやってくるから、私たちは、災害が発生した時だけでなく、平常時においても、川の歴史や河川管理者の様々な事業に注目し、治水に関する意識を高めていく必要があるのではないのでしょうか。

経歴

平成6年8月 静岡市長に就任 現在に至る

現在 静岡県河川協会会長

中部直轄河川治水期成同盟会連合会副会長

平成12年6月 全国治水期成同盟会連合会副会長就任

<全水連だより>

全水連春季理事会を開催

全水連の春季理事会は、第56回通常総会の議案及び平成16年度全国治水大会の開催要領案等を議題として、次のとおり開催されました。

と き 平成16年4月22日(木) 11:00～

ところ ルポール麹町(麹町会館)

先ず、陣内会長が挨拶を述べ、続いて新しく役員に就任された米澤理事(富山県利賀村長)からご挨拶をいただきました。

規約の規定により、陣内会長が議長となり、早速議案の審議に入りました。議案は次のとおりです。

- 第1号議案 第56回通常総会の開催要領案
- 第2号議案 理事会並びに第56回通常総会提出議案
- 第3号議案 平成16年度全国治水大会(静岡大会)の開催要領案
- 第4号議案 平成16年度全国治水大会決議文案
- 第5号議案 平成16年度顧問の委嘱案

第1号議案から第5号議案まで、全員異議なく原案どおり承認され、通常総会提出議案については、通常総会に提出することといたしました。

なお、理事会のみ提出の第5号議案顧問の委嘱につきましては、会長から委嘱すべく現在手続きを進めているところであります。

以上により、理事会を終了した後、恒例によりまして、国土交通省河川局幹部との意見交換に入りました。

先ず、最初に清治河川局長からご挨拶をいただいた後、平成16年度河川局関係予算の概要につきまして、白パンを中心に説明があった後、活発な議論がなされました。

議論の内容は、前述のとおりであります(以下、省略)。

